

分譲マンション耐震改修費補助事業の制度を拡充します

千葉市では、千葉市内の分譲マンションの耐震化を進めるため、耐震改修補助事業の制度を拡充しますので、お知らせします。

1 拡充概要

分譲マンションの耐震改修工事について、現行制度では、一回の連続する工事で建物全体が安全な構造となる耐震改修工事のみ補助を行っていますが、複数回に分けて段階的に安全な構造とする耐震改修工事（以下、部分改修工事という。）についても、出来高率に応じてその工事毎に補助を行うこととしました。

2 拡充の目的、趣旨

- （１）耐震化を進められない要因の一つに工事資金が多額になることが挙げられており、マンション管理組合の財政状況にあわせ、段階的な資金計画を立てることができる。
- （２）ピロティ階の局部崩壊など急激な耐力低下を伴う破壊等が懸念される分譲マンションについては、その部分から先行して部分改修工事を行うことができる。

3 施行日

平成31年4月1日（月）

4 新たに補助対象となる部分改修工事の要件

耐震性能を示す指標（Is 値）が0.6以上となる一の耐震改修工事（以下、全体改修工事）を二以上の工事にわけて行うもので、以下のとおりとする。

- （１）工事毎に Is 値が着工前の Is 値を上回ること。
ただし、第1期工事後の Is 値は0.3以上とすること。
- （２）最終的に Is 値が0.6以上となる耐震改修工事計画を示すこと。
- （３）第1期工事から10年以内に全ての耐震改修工事を完了するよう努めること。

5 補助額

1 管理組合あたりの補助限度額は現行のままであるが、全体改修工事に対する部分改修工事の出来高率に応じ、段階的に補助を行う。

<参考>

1 補助限度額について

- （１）200戸未満の分譲マンション
1戸あたり30万円 又は1管理組合あたり1,560万円のいずれか低額
- （２）200戸以上の分譲マンション
1管理組合あたり3,000万円

2 Is 値について

特定建築物の耐震診断および耐震改修に関する指針（平成7年建設省告示第2089号）による耐震性能を示す指標。

<制度拡充のイメージ図>

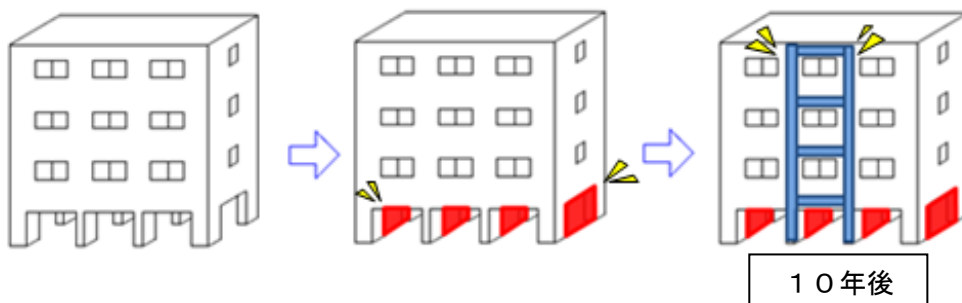
【現行の補助】

一回の連続する工事で建物全体が安全な構造となる耐震改修工事にのみ補助



【制度拡充後の補助】

部分改修工事についても、出来高率に応じて、その工事毎に補助を行う



10年後

	着工前
出来高率	0%
補助額	—

	第1期工事 (ピロティ部補強) Is 値 0.3 以上
出来高率	40%
補助額	補助額の 40%

	最終工事 (その他フレーム補強) Is 値 0.6 以上
出来高率	100%
補助額	補助額の 100%から既交付額を除いた額

※第1期工事の出来高率を40パーセントとし、10年後に最終工事を行う場合のイメージ